まつど SDGs キャラバンメンバーシップ制度実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は SDGs の達成に向けた取組みを地域一体となって推進するため、SDGs の推進に取り組む企業(事業所)及び団体等を「まつど SDGs キャラバンメンバーシップ制度登録者」(以下「登録者」という。)」として登録することで、その取組みを広く周知し、市内における SDGs の取組みの裾野を広げるとともに、市及び登録者等における産学官民連携及び協働を促進し、SDGs の達成や地域課題の解決に向けた取組みの推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)市内活動法人等 市内において活動を行う市内外の企業(事業所)、法人、団体及び事業を行う 個人をいう。
 - (2)申込者 まつど SDGs キャラバンメンバーシップ制度に参画しようとする市内活動法人等をいう。
 - (3)SDGs 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に 記載された国際目標(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)をいう。
 - (4)まつどSDGs キャラバンメンバーシップ宣言 SDGsの達成に向けて今後取り組むこと等を表した宣言をいう。
 - (5)まつど SDGs note pro 市が note 株式会社から取得したアカウントを用いて、SDGs に関する情報をインターネットで発信しているサービスをいう。

(登録要件)

- 第3条 本制度の登録者は、次の各号のすべてに該当するものとする。
 - (1)SDGsの達成に向けた取組みを継続・拡大していく意欲があること。
 - (2)SDGsの達成に資する自らの取組みの紹介及び市の「まつどSDGs note pro」公式アカウントを通じた情報提供に協力し、産学官民の様々なステークホルダーと交流・連携を行う意欲があること。
 - (3)法令等を遵守しており、かつ、過去に重大な法令等の違反がないこと。
 - (4)申込者の役員等(事業を行う個人においてはその本人等)が松戸市暴力団排除条例(平成 24 年松戸市条例第2号)第2条各号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等ではなく、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(申請)

第4条 申込者は「まつど SDGs キャラバンメンバーシップ宣言申請書(第1号様式)」、「登録要件の確認と同意(第1号様式(別紙))」、及び「まつど SDGs キャラバンメンバーシップ宣言書(第2号様式)」に必要事項を記入の上、市長に提出するものとする。ただし、ちば SDGsパートナー登録制度(以下「ちば登録制度」という。)における登録企業等である申込者については、ちば登録制度申請時に千葉県知事に提出した「SDGs達成に向けた宣言書」の写しをもって、第2号様式に代えることができるものとするものとする。

(登録)

第5条 市長は、前条の申請が第3条の登録要件を満たすものと認めるときは、当該申請をした申込者を認定し、登録証を交付する。

2 市長は、前条の申請が登録要件を満たさない場合、申込者に対しその理由の提示とともに申請の取下げを要請するものとし、指定した期日までに申込者が取下げの意思を表明しなかった場合、申請は却下するものとする。

(登録の有効期間及び更新)

第6条 前条の登録の有効期間は、認定日が属する年度の翌年度末日までとする。

- 2 登録者が登録の更新を受けようとする場合は、当該有効期間の満了日(以下、「満了日」という。)の 10営業日前までに第4条に規定する書類を市に提出し、更新申請を行うものとする。ただし、更新前 と変更がない場合は第2号様式を省略することができる。
- 3 登録者が登録の更新を受けようとする場合に、前項に定める手続きが行われなかったときは、従前の登録は、満了日をもって効力を失う。ただし、登録の更新を受けようとする場合において、市長がやむを得ない事由があると認める場合においては、満了日の翌月末まで更新申請ができるものとする。なお、更新申請が第3条の登録要件を満たすものと認めるときは、第5条の登録に順ずる。
- 4 更新申請に基づき登録が更新されたときは、その登録の有効期限は従前の満了日の翌日から起算して2年間とする。

(市の役割)

- 第7条 市長は、第5条の登録を行ったときは、登録者名、宣言内容、登録者のホームページ URL (原則、特定の商品・サービス等の宣伝のみを目的としたものを除く)等を市ホームページ等において公表するとともに、登録者に対し、別記に定めるまつど SDGs ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用を認めるものとする。
- 2 市長は、登録者に対し、SDGs に関する情報提供や取組みの支援を行い、登録者による SDGs の達成に向けた取組み及び産学官民連携を後押しする。

(登録者の協力)

- 第8条 本制度の登録者は宣言に係る取組みについて自らのホームページ等において公表するよう努めるものとする。
- 2 登録者は様々なステークホルダーと連携を図り、SDGs の達成や地域課題の解決に向けて取り組むとともに、登録の更新を受けようとする際には、宣言及び取組み内容の見直しに努めるものとする。

(登録内容の変更)

- 第9条 登録者は、市長に提出した第1号様式及び第2号様式の主たる内容に変更が生じるときは、速やかにまつど SDGs キャラバンメンバーシップ宣言内容変更申請書(第3号様式)及び必要な書類を市長へ提出し、常に最新情報になるよう努めるものとする。
 - 2 登録者は、変更申請の内容が登録企業・団体等の名称の変更に伴うものである場合、第5条に規

定する登録証を返還するものとする。

3 市長は、前項による登録証の返還を受け、第1項の変更申請が適正と認めるときは、登録証を再交付するものとする。

(宣言の取下げ)

第10条 登録者は、宣言を取下げるときは、まつど SDGs キャラバンメンバーシップ宣言取下げ届出書 (第4号様式)を市長に提出するとともに、登録証を返還するものとする。

(登録の取消し)

- 第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、登録証を返還させるとともに、ロゴマークの使用を中止させることができる。
 - (1)提出書類に虚偽の記載その他不正の行為があったことが判明した場合
 - (2)第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき
 - (3)市内活動法人等の SDGsの達成に向けた取組みについて実態がないことが判明した場合
 - (4)前各号に掲げるもののほか、市長が登録者として適当でないと認めたとき
 - 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、元登録者に対しその旨を通知する。
 - 3 市長は、第1項の規定により登録を取り消された登録者に損害が生じても、その責めを負わない。
- 4 第1項の規定により登録を取り消された登録者は、第1項各号に該当しないこととなったときは、第4 条の規定による認定の申請を行うことができるものとする。

(まつど SDGsロゴマークの使用)

第12条 第7条で規定する登録者によるロゴマークの使用については、SDGsを普及・啓発する目的や、登録者のSDGsに関する活動を広く広報する目的の場合に、市への申請を必要とせずに使用できるものとする。なお、使用の際はまつど SDGsロゴマーク使用取扱要綱(令和5年4月3日施行)第6条に規定する事項を遵守すること。

(補則)

第13条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

本要綱は、令和5年8月1日から施行する。

本要綱は、令和7年1月31日から施行する。



まつどSDGsキャラバン 認定第〇〇〇〇〇号





2 文字なし版



3 未来都市版

第1号様式

(あて先)松戸市長

まつど SDGs キャラバンメンバーシップ宣言申請書

年 月 日

まつど SDGs キャラバンメンバーシップ制度実施要綱第4条(第6条)の規定により、下記及び別紙のとおり申請します。

記

【申込者の情報】(□の欄には該当する項目に図を入れてください)

<u> </u>		14: H21	=, ,	
登録の種類		□新規	□更新(認定番号:)
(フリガナ)				
企業(事業所)·団体等名称				
代表者役職·氏名				
所在地	市内事業所	₸		
	主たる事業所	主たる事業所(本社等)が他にあ	る場合に記載してください	
市内における活動		市内における活動内容を記載し	てください	
業種(企業のみ)※1				
法人番号(設立登記法人のみ)				
ホームページ URL(任意)※2		【□ 市ホームページへの	OURL 掲載を希望しない】	
ちば SDGs パートナー 登録制度について		□ 登録あり(登録番号 □ 登録なし)	
担当者	部署·氏名			
	電話番号			
	メールアドレス			

※1 建設業、製造業、飲食サービス業等、総務省「日本標準産業分類」の大項目を参考に主な業種を記載してください ※2 市ホームページ上で登録者名に紐づけてリンク可能な URL(原則、特定の商品・サービス等の宣伝のみを目的 としたものを除く)を記載してください

第1号様式(別紙) 【登録要件の確認と同意】

確認の後、☑を入れてください

- □まつど SDGs キャラバンメンバーシップ制度実施要綱第3条各号に掲げる要件を満たすほか、申請書(第1号様式)及び宣言書(第2号様式)の記載内容に相違ありません。
- □宣言書(第2号様式)について、市のホームページで掲載することに同意します。

年 月 日

企業·団体等名称

代表者役職·氏名

(参考)まつど SDGs キャラバンメンバーシップ制度実施要綱 抜粋 第3条 本制度の登録者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1)SDGsの達成に向けた取組みを継続・拡大していく意欲があること。
- (2)SDGsの達成に資する自らの取組みの紹介及び市の「まつどSDGs note pro」公式アカウントを通じた情報提供に協力し、産学官民の様々なステークホルダーと交流・連携を行う意欲があること。
- (3)法令等を遵守しており、かつ、過去に重大な法令等の違反がないこと。
 - (4)申込者の役員等(事業を行う個人においてはその本人等)が松戸市暴力団排除条例(平成 24 年松戸市条例第2号)第2条各号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等ではなく、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

まつど SDGs キャラバンメンバーシップ宣言書

年 月 日

企業·団体等名称

代表者役職·氏名

SDGs 達成に向けて、以下のとおり取り組むことを宣言します。

1 SDGs 達成に向けて、現在取り組んでいること				
2 今後の SDGs 達成に向けて、(1)目指す方向(方針)(2)具体的に取り組みたいこと				
(1)目指す方向(方針)				
(2)具体的に取り組みたいこと				
(Z) 条体中別に収り配の入にVice				

3 取組を通じて目指したい SDGs のゴール(☑を入れてください。複数選択可)

1 新聞在 《《老》 小本中 市	2 mm t	3 #ベマの人に 関策と選社を 	4 質の高い教育を みんなに ・	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 14.14- EAASE	8 働きがいも 経済成長も	引 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 Aや国の不平等 をなくそう	11 dakkijata abdyle	12 つくる責任 つかう責任
13 気検変動に 具体的な対策を	14 #0@met	15 Rodense	16 中和と公正を すべての人に	17 パーナナーシップで 日曜を増度しよう	

第3号様式

(あて先)松戸市長

まつど SDGs キャラバンメンバーシップ宣言内容変更申請書

年 月 日

企業·団体等名称

代表者役職·氏名

まつど SDGs キャラバンメンバーシップ制度実施要綱第9条の規定により、下記のとおり変更を申請します。

記

変更する項目に図をつけてください。変更しない項目の記入は不要です。

項目	変 更 前	変 更 後
□企業(事業所)・ 団体等名称	(フリガナ)	(フリガナ)
□所在地 (市内事業所)	₸	〒
□所在地 (主たる事業所)	Ŧ	〒
□代表者役職・氏名		
□第2号様式(宣言 書)の内容変更		※ 変更する宣言書を添付してください

※ ホームページ URL 及び担当者に係る項目(部署・氏名、メールアドレス、電話番号)については、 軽微な変更のため、本様式による申請は不要です。まつど SDGs キャラバンメンバーシップ制度 担当者(sdgs@city.matsudo.chiba.jp)まで変更内容についてご連絡ください。 (あて先)松戸市長

まつど SDGs キャラバンメンバーシップ宣言取下げ届出書

年 月 日

企業·団体等名称

代表者役職·氏名

まつど SDGs キャラバンメンバーシップ制度実施要綱第10条の規定により、まつど SDGs キャラバンメンバーシップ宣言の取下げについて届け出ます。

※ 添付書類:交付済み登録証